

- (2) 実施機関
福島県教育委員会
- (3) 実施期間
昭和48年5月～昭和49年3月
- (4) 事業の内容
○はがき・チラシによる相談指導（年間10回）
○巡回による相談指導（県内18会場）
○テレビ放送による相談指導（年間30回、カラー15分）
- (5) 事業の対象
県内の3才児（第1子）を持つ親 12,000名
- (6) 家庭教育相談事業委員
○企画運営委員
福島大学教育学部教授 島貴快祐他10名
○はがき通信委員
福島大学教育学部教授 工藤正悟他4名
○巡回相談委員
郡山女子大学短期大学部助教授 小森澄憲他9名

つとめるとともに関連行政機関、団体の施設と緊密な連絡のもとに効率的な運用を図るよう次の点をかかげ努力した。

- (1) 社会教育研究協議会、公民館訪問等により、理事者をはじめ、教育行政関係者に社会教育施設のもつ意義と役割について理解を深め、公民館の新築、併置館の解消など計画的な基盤整備を図る。
- (2) 図書館、博物館、青年の家、少年自然の家等の施設の重要性について理解と関心をたかめ、建設についての早期実現を図る。
- (3) 公民館職員および施設職員の適正配置について検討し、設置基準に基づいた関係職員の増員を図るようにつとめる。
- (4) 公民館長研修会、公民館職員研修会をはじめ、県公連関係の研修会をとし、公民館の管理運営の近代化を図る。本年度は公民館8館（中央館3、地区館5）図書館1館（原町）が国庫補助ならびに県費補助をうけ新築された。今後も併置館、専用館について積極的に改善する必要がある。図書館、博物館、少年自然の家等の施設については、長期総合教育計画に従い計画的な設置を促進したい。公民館職員については、本館209館中、専任兼任、非常勤別は次のとおりで施設の運営上から専任職員の設置と増員につとめた。

第5節 公民館等社会教育施設

1. 概要

社会の進展に即応し、生がい教育の立場から生活の向上充実を図るうえに生じてくる種々の課題を解決するため、青少年をはじめ各人各層にわたり学習活動が強く要求されている。これらの学習活動に場を提供し、刺激を与え、これを助長するため社会教育施設のもつ役割はきわめて大きく青少年教育成人教育の拡充と相まって社会教育施設の整備充実が強く望まれている。また施設の運営においては所属職員が重要な役割を果たすことにかんがみ、施設の専任職員の定数の確保に

	専任	兼任	非常勤	計
公民館長	10	41名	80名	227名
公民館主事	208名	45名	20名	273名
その他の職員	158名	34名	18名	210名

視聴覚ライブラリーは、県視聴覚ライブラリー

1. 地域ライブラリー25、高校視聴覚ライブラリー6となっているが、サービスエリアおよび予算面でその格差がいちぢるしい。また設置根拠は大部分が任意設置であり、公立化されているのは8ライブラリー（協議会方式4、教育委員会規則2、市町村条例2）にすぎない。今後とも公立化促進を図るとともに整備充実について努力をする必要がある。

2. 公民館数、職員数

教育事務所別 公民館の設置状況 (47.8.1現在)

管内別	区分 市町村別	学校数 (公立 本校)		公民館数					類似施設 (部落館集会场等)	本館(中央館・地区館)・分館の施設内容																		
		小学校	中学校	中央館	地区館	計	分館	合		基準以上のもの (建物延面積 330㎡以上)								基準以下のもの										
										中央館				地区館				中央館				地区館						
		独立 新築	併 転用	併 置	計	独立 新築	併 転用	併 置		計	独立 新築	併 転用	併 置	計	独立 新築	併 転用	併 置	計	独立 新築	併 転用	併 置	計						
45年	90	76	137	213	236	449	819	29	13	8	50	29	20	10	59	19	2	6	18	26	14	27	37	78	217	
46年	90	81	126	207	254	461	1,090	43	12	10	65	35	17	8	60	12	1	4	11	16	9	21	36	66	242	
47年	90	556	272	85	124	209	232	441	1,429	50	9	16	75	34	21	11	66	21	—	3	7	7	10	7	20	31	58	211
県北	17	123	48	15	36	51	58	109	338	6	3	5	14	6	8	6	20	10	—	1	—	1	1	3	12	16	48	
県中	18	139	71	17	21	38	97	135	332	15	1	1	17	12	2	—	14	4	—	—	—	—	—	3	4	7	93	
県南	12	57	18	12	2	14	26	40	123	9	—	2	11	—	2	—	2	2	—	1	—	1	—	—	—	—	24	
会津	21	102	53	21	18	39	28	67	290	10	2	6	18	2	4	—	6	1	—	—	3	3	—	7	5	12	27	
南会津	7	21	12	6	5	11	—	11	66	4	—	1	5	3	—	1	4	—	—	—	1	1	—	—	1	1	—	
相双	14	57	29	14	6	20	23	43	104	6	3	1	10	1	3	—	4	4	—	1	3	4	1	—	1	2	19	
いわき	1	69	40	—	36	36	—	36	176	—	—	—	—	10	2	4	16	—	—	—	—	—	5	7	8	20	—	
組合立		(2)	(1)																									